

■ 兵庫県新型コロナ対策適正店認証制度についてよくある質問

(令和4年3月22日～)

	Q 質問	A 回答
1	兵庫県新型コロナ対策適正店認証制度とは何か。	<p>感染対策を実施している飲食店等を県が実地確認の上、認証し公表することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、飲食店等の感染拡大対策の推進を図るものです。</p> <p>適正店として認証した店舗に対しては、認証ステッカーを交付しますので、利用者の目につく店頭・店内に掲出いただければ幸いです。</p>
2	認証を受けることのメリットは何か。	<p>感染対策を取っている飲食店等に対して、県が実地確認調査を行い、認証することとしており、希望により県のホームページに認証店の店名、住所を掲載することとしています。</p> <p>なお、令和3年度には、認証ステッカー交付済の中小法人及び個人事業主を対象とした補助事業を実施しました。(受付は終了)</p>
3	食事を提供しないバーは認証の対象となるのか。	<p>テイクアウト・宅配のみの営業形態以外で飲食店の営業許可を取っておられる店舗は、認証の対象となります。</p>
4	認証されてステッカーを1枚交付されたが、複数枚交付してもらえないか。	<p>認証ステッカーが認証店以外にわたることを防ぐため、認証ステッカーは1店舗につき、1枚でお願いしています。</p> <p>なお、1店舗で複数回申請をいただいても、認証ステッカーの交付は1店舗につき1枚です。ご了承ください。</p>
5	認証を受けることは協力金の支給要件となっているのか。	<p>協力金の申請に当たり、必ずしも兵庫県の認証を受けることが条件ではありません。</p>
6	認証交付申請を提出したが、今後の認証を受けるまでの流れはどうなっているか。	<p>認証交付申請を受け付けた後、必要に応じ実地調査を行い、認証基準を満たしていることを確認し、認証ステッカーを交付します。</p>
7	店舗に見回り調査が来るのか。	<p>認証基準を満たしていることを確認する中で、実地調査を行う場合があります。</p> <p>また、認証後、認証基準が守られていないなどの県民からの通報等が入った場合には、認証基準が遵守されているか確認のため、再調査を行う場合があります。</p>